

昭和五十五年八月十五日受領
答弁第十四号

(質問の四)

内閣衆質九二第四号

昭和五十五年八月十五日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田一殿

衆議院議員稻葉誠一君提出徵兵制問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稻葉誠一君提出徵兵制問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

一般に、徵兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徵集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。

このような徵兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。

自由を担保するのは国家

一九七八年（昭和五十三年）、自衛隊のいわゆる制服組のトップである栗栖弘臣統合幕僚会議議長が、週刊誌上での発言が原因で、事実上解任されるという事件があった。

のちに「超法規発言」と呼ばれたその発言は、自衛隊法には不備があるため、有事のときに、自衛隊は超法規的行動に出る「しもおりうる」というものだった。日本における有事法制の研究がようやく表だつてはじまつたのもこの頃である。当時、もっぱら心配されていた「有事」とは、たとえばソ連軍が北海道に上陸してくるような場合の想定であった。

このソ連の日本侵攻について、ロンドン大学教授の森嶋通夫氏と早大客員教授の関嘉彦氏との間でたたかわされた有名な防衛論争がある。「北海道新聞」と「文藝春秋」誌上で展開された議論だが、森嶋氏は、核兵器の時代に通常兵器で武装しても無意味で、どうせ降参するなら武装はゼロでよいとしたうえで、

「不幸にして最悪の事態が起れば、白旗と赤旗をもって、平靜にソ連軍を迎えるより他ない。三十四年前に米軍を迎えたようにである。そしてソ連の支配下でも、私たちさえしっかりしていれば、日本に適合した社会主義経済を建設することは可能である。アメリカに

従属した戦後が、あの時徹底抗戦していたよりずっと幸福であったように、ソ連に従属した新生活も、また核戦争をするよりもずっとよろしく生きている」と述べた。

個人の自由と国家との関係は、自由主義国家においても、ときには緊張関係じむなりうる。しかし、個人の自由を担保しているのは国家なのである。それらの機能が他国の支配によつて停止させられれば、天賦の権利が制限されてしまつるのは自明であろう。

この論争がたたかわされてから四半世紀、わたしたちはすでに、ソビエト連邦がどのように消滅し、冷戦がどのように終焉したかを知つてゐる。

国はわたしたちに何をしてくれるのか

外国旅行でわたしたちが携帯を義務つけられているパスポートには、外務大臣の署名で、「日本国民である本旅券の所持人を道路支障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護扶助を与えるよう、関係の諸官に要請する」との文言が明記されている。

これは、所持者であるあなたが日本人であることを、日本国家が証明し、外国における

緊急事態宣言の下における法律に代わる政令の狙いが平常時では加えることのできない憲法上の基本的人権の制限にあることは、国家緊急権の定義からして明らかであります。とりわけ自民案の場合に、既に公共の福祉というこれまで憲法が用いてきた人権制限の限界を画する概念を破棄しておりますので、新たに導入された公益及び公の秩序という概念がどの程度国民の権利、自由の制限の限界を指示する概念として機能するかは判例の集積を待つて判断するほかありません。

ただ、明らかに予測できることは、国家が担うべき公共、ラテン語のレス・プリカに由来する公共の福祉とは異質の、民刑事上の公序、公益の概念がそのまま憲法上の人権制約の根拠に抜きされたことで人権保障のハードルが顕著に低下するであろうということであります。したがって、平常時において既にその保障のハードルの低下している人権について、更に緊急事態宣言によつて人権条項を停止し、政令によつて無限の制限を加えるというのでありますから、ここではもはや評すべき言葉はありません。

安倍総理大臣の東南アジア訪問(概要と評価)

平成 25 年 1 月 18 日

安倍晋三内閣総理大臣は、総理就任後初の外国訪問として、1月 16 日(水曜日)から 18 日(金曜日)まで東南アジア 3 か国(ベトナム、タイ、インドネシア)を公式訪問したところ、概要は以下のとおりです。

1. 訪問日程(概要)

(1) ベトナム(16 日)

ズン首相との首脳会談・共同記者発表、チョン共産党書記長との会談、サン国家主席表敬のほか、ズン首相夫妻主催晩餐会等に出席。

(2) タイ(17 日)

インラック首相との首脳会談・共同記者発表、プミポン国王陛下拝謁のほか、在留邦人との懇談、泰日工業大学視察、インラック首相主催晩餐会等に出席。

(3) インドネシア(18 日)

ユドヨノ大統領との首脳会談・共同記者会見等に出席。

(注)アルジェリアでの邦人拘束事案について直接指揮をとるため、その他の日程を取りやめ、予定を早めて帰国。

2. 全体評価

(1) 対 ASEAN 外交 5 原則

アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中で、地域の平和と繁栄を確保していくため、自由、民主主義、基本的人権、法の支配など普遍的価値の実現と経済連携ネットワークを通じた繁栄を目指し、日本は ASEAN の対等なパートナーとして共に歩んでいく旨のメッセージを各国首脳に伝達。この観点から、18 日の日・インドネシア首脳会談後、「対 ASEAN 外交 5 原則」を発表。

(注)対 ASEAN 外交 5 原則

- (1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の定着及び拡大に向けて、ASEAN 諸国と共に努力していく。
- (2) 「力」でなく「法」が支配する、自由で開かれた海洋は「公共財」であり、これを ASEAN 諸国と共に全力で守る。米国のアジア重視を歓迎する。
- (3) 様々な経済連携のネットワークを通じて、モノ、カネ、ヒト、サービスなど貿易及び投資の流れを一層進め、日本経済の再生につなげ、ASEAN 諸国と共に繁栄する。
- (4) アジアの多様な文化、伝統を共に守り、育てていく。
- (5) 未来を担う若い世代の交流を更に活発に行い、相互理解を促進する。

(2) ASEAN 諸国との経済連携強化

投資・貿易の拡大やインフラ分野での協力を通じ、21世紀の「成長センター」の一翼を担うベトナム、タイ、インドネシアとの経済連携を一層強化することを各首脳との間で確認。

(3) 日・ASEAN パートナーシップ強化

日・ASEAN 友好協力 40 周年、日・ベトナム外交関係樹立 40 周年(日越友好年)、日・インドネシア外交関係樹立 55 周年に当たり、2015 年の ASEAN 統合に向けたプロセスをあらゆる側面で支援することを表明するなど、日・ASEAN 間のパートナーシップ強化の基調を作った。

また、これに合わせ、2007 年に安倍総理が始めた「JENESYS(21世紀東アジア青少年大交流計画)」(注)を再び実施することとし、「JENESYS 2.0」と名づけ、ASEAN を含むアジア諸国との間で新たに 3 万人規模の交流を実施することを発表。

(注)2007 年から 5 年間実施。ASEAN 諸国との間では、約 14,000 人が交流

2. 各国首脳との会談(概要)

(1) 日・ベトナム首脳会談

1. ア 地域的課題を共有し、経済的に相互補完関係にある重要なパートナーとして、「戦略的パートナーシップ」を更に発展させることで一致。
2. イ 貿易・投資、インフラ整備等の分野及び政治・安全保障分野の対話と協力をより積極的に推進するとともに、国民レベルでの交流を更に強化することで一致。
3. ウ 北朝鮮情勢、南シナ海情勢等の地域・国際情勢について意見交換。

(2) 日・タイ首脳会談

1. ア 日本企業の拠点であり、基本的価値を共有するパートナーとして、「戦略的パートナーシップ」を更に発展させることで一致。
2. イ 経済連携協定の円滑な運用やタイにおけるインフラ整備も含め、緊密に連携することで一致。
3. ウ 北朝鮮情勢、南シナ海情勢等の地域・国際情勢について意見交換。

(3) 日・インドネシア首脳会談

1. ア 今般のジャカルタでの豪雨による洪水被害に対し、お見舞いの意を表明するとともに、日本政府として必要な支援及び協力を行う用意がある旨伝達。
2. イ アルジェリアでの邦人拘束事案に関連し、卑劣なテロ行為により多数の犠牲者が出来たことは断じて許されず、強く非難されるべきであること、また、テロとの断固たる戦いを共に進めていくことで一致。
3. ウ 経済、政治・安全保障、交流の3分野で協力を推進し、「戦略的パートナーシップ」を更に発展させることで一致。
4. エ 北朝鮮情勢、南シナ海情勢等の地域・国際情勢について意見交換。

現行憲法と自民党「日本国憲法改正草案」対照表

現行憲法	自民党「日本国憲法改正草案」
<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>第十一條 国民は、<u>すべての基本的人権の享有を妨げられない。</u>この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に<u>公共の福祉</u>のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>第十三条 <u>すべて</u>国民は、<u>個人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、<u>最大の尊重を必要とする</u>。</p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、<u>これを保障する。</u> 〔新設〕</p> <p>② 檢閲は、<u>これを</u>してはならない。通信の秘</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p><u>(基本的人権の享有)</u></p> <p>第十一條 国民は、<u>全ての基本的人権を享有する。</u>この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p><u>(国民の責務)</u></p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に<u>公益及び公の秩序</u>に反してはならない。</p> <p><u>(人としての尊重等)</u></p> <p>第十三条 <u>全て</u>国民は、<u>人</u>として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、<u>最大限に尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(表現の自由)</u></p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>公益及び公の秩序</u>を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</p> <p>3 檢閲は、してはならない。通信の秘密は、</p>

密は、 <u>これを侵してはならない。</u>	侵してはならない。
第二十二条 何人も、 <u>公共の福祉</u> に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を <u>侵されない</u> 。	(居住、移転及び職業選択等の自由等) 第二十二条 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を <u>有する</u> 。
第二十九条 財産権は、 <u>これを侵してはならない</u> 。 ②財産権の内容は、 <u>公共の福祉</u> に適合するやうに、法律で <u>これを定める</u> 。 ③ 私有財産は、正当な補償の下に、 <u>これを公共のために用ひ</u> ることができる。	(財産権) 第二十九条 財産権は、 <u>保障する</u> 。 2 財産権の内容は、 <u>公益及び公の秩序</u> に適合するやうに、法律で定める。 <u>この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。</u> 3 私有財産は、正当な補償の下に、 <u>公共のために用いる</u> ことができる。